

高等学校等育英奨学資金（被災生徒奨学資金） 令和7年度貸付（新規申請）募集要項

宮城県教育委員会

※前年度までに貸付を受けたことがある者（貸付期間延長の対象者）は、本募集の対象外です。

1 趣旨

東日本大震災により被災し、現在においても経済的理由により修学が困難である高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）及び専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）に在学する生徒に対し、奨学資金を貸し付けることにより修学を支援するもの。

2 貸付対象者

東日本大震災により被災し、令和7年4月1日現在の福島第一原子力発電所帰宅困難地域から宮城県へ避難してきており、東日本大震災を起因として修学が困難な状況にある高等学校等の生徒。

3 「修学が困難な状況にある」とは

前項の「修学が困難な状況にある」とは、次の場合であること。

「高等学校等育英奨学資金」の受給要件と同等の収入要件を満たす場合。

4 貸付金額

月額20,000円（年額24万円）

令和7年11月に、年額24万円を奨学生本人名義の口座に一括で振り込む予定です。

（具体的な振込日については、貸付決定通知の際に通知します。）

5 従来の奨学金等との併給について

被災生徒奨学資金は、従来の育英奨学資金及び東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金との併給は認めません。

また、他県が実施する被災生徒奨学資金と同様の奨学金との併給についても認めません。

6 保証人について

保護者等 1名必要

※ 独立の生計を営み、奨学生と連帯して債務を負担することができる者（生活保護受給者は除く。）

7 提出期限（募集期間）と必要書類

（1）提出期限 令和7年10月2日（木）（学校を経由し、宮城県教育委員会に必着）

（2）必要書類

ア 申請書等

	必要書類（全て原本）
全員共通	① 奨学資金貸付申請書 ② 奨学資金貸付申請確認書 ③ 誓約書 ④ 高等学校等育英奨学資金貸付金振込口座登録依頼書 ⑤ 世帯全員の住民票 ※本籍・続柄記載のあるもの ⑥ 帰宅困難地域から避難していることがわかる書類（被災証明書等）
該当者のみ	⑦ 保証人が世帯構成員以外の場合は、その方の住民票。

（裏面に続きます）

イ 経済的に修学が困難な状況を証する書類

	必要書類
全員共通	① 親権者（貸付にかかる生徒が成人を迎えている場合には、生計維持者）の、市町村発行 令和7年度（令和6年分）課税証明書。 ② 児童扶養手当を受給している場合は「児童扶養手当証」の写し。 ③ 上記以外に収入がある場合は、その収入が判る書類。

8 償還について

- 償還は口座振替によって行います。償還方法は、「年賦」、「半年賦」、「月賦」と「月賦＋半年賦」の併用があり、「償還明細書」提出時に選択することになります。
- 口座振替には振替手数料がかかります。償還者本人の負担となります。
 七十七銀行の口座利用の場合・・・1回あたり 52 円（消費税込み）
 七十七銀行以外の口座利用の場合・・・1回あたり 165 円（消費税込み）

（月賦の償還例）

借入金額	償還年数	償還回数	償還月額	最終回償還額
240,000円	6年	72回	3,333円	3,357円
480,000円	9年	108回	4,444円	4,492円
720,000円	9年	108回	6,666円	6,738円

9 償還猶予及び免除について

- （1）高等学校等を卒業し、奨学生本人の年収見込みが300万円以下の場合、申請により最大5年まで償還猶予とし、5年経過後も奨学生本人の**年収見込みが300万円以下である場合は、申請により償還を免除することができます。**
- （2）高等学校等を中途退学した場合や、高等学校等を卒業し、5年経過するまでに奨学生本人の**年収が300万円を超えることとなった場合は全額償還となります。**

※学校内資料（生徒等には配布しないもの。）

被災生徒奨学資金 Q & A

（令和7年度版）

◆ 募集期間について

Q 1	募集期間以後の申込は受付されないのでしょうか？
A 1	原則として募集期間内での受付となります。ただし、できる限り柔軟に対応しますので、事前に高校財務・就学支援室まで連絡をお願いします。

Q 2	通知にある提出期限は、宮城県教育委員会への提出期限か、学校への提出期限か。
A 2	宮城県教育委員会への提出期限です。生徒からの提出期限（学校内の募集期間）は、それぞれの学校で個別に設定してください。

◆ 貸付対象者の該当事項について

Q 3	宮城県内の学校に在籍していなければ申請できないのでしょうか。
A 3	本人（生徒）の在籍校の所在地は問いません。 被災生徒奨学資金は、被災時、福島第一原子力発電所災害地域に居住し、貸付申請時に、保護者（親権者又は未成年後見人）が宮城県に在住している場合に申請を受付けます。

Q 4	貸付対象者の該当事項以外で修学困難な生徒は申請できないのでしょうか。
A 4	令和3年度より貸付対象者の該当事項が大きく変わりました。令和2年度以前の該当事項であった、東日本大震災により自宅が半壊となった等での申込はできません。

Q 5	東日本大震災を起因として修学が困難というのは具体的にどのような場合でしょうか。
A 5	令和7年4月1日現在の福島第一原子力発電所帰宅困難地域から宮城県へ避難してきており、震災前と比較して収入が著しく減少し、かつその後も改善していない場合等です。

◆ 保証人について

Q 6	保証人に関してはどうなりますか。
A 6	保証人については、奨学生と連帯して債務を負担する保証人として、保護者等の1名をお願いします。

Q 7	保証人となる条件はありますか。
Q 7	原則として、独立の生計を営み、奨学資金の責めを負うことができる資力を有する方を保証人としてください。（生活保護の受給者は、保証人になれません。）

◆ 奨学資金の償還について

Q 8	奨学資金の償還について、どのような場合全額償還が必要となりますか。
A 8	高等学校等を卒業し、5年経過後までに奨学生本人の年収が300万円を超えることとなった場合です。また、高等学校等を中途退学等した場合です。

◆ 従来の高等学校等育英奨学資金貸付等との貸付併用について

Q 9	従来の高等学校等育英奨学資金との貸付併用は可能ですか。
A 9	高等学校等育英奨学資金との貸付併用はできません。また東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金との貸付併用もできません。

◆ その他

Q 1 0	来年度も募集があるのでしょうか。
A 1 0	被災生徒奨学資金は、国の単年度交付金事業です。 来年度については、国の事業が決定されましたら募集通知を行います。

【担当者用チェック表】

申請書類等提出に当たっての注意点

書類提出に当たっての注意点をまとめましたので、提出前に再度チェック願います。

項目	注意点
全般	
	被災生徒奨学資金は、東日本大震災で被災し経済的な理由により修学が困難になった生徒に対し貸付をすることにより修学を支援することを趣旨としています。 趣旨に該当しない方の申請は受付できません。 (従来からの奨学資金に該当する場合は、そちらを申請してください。) ※ <u>令和3年度より、貸付対象者が大きく変わっています。</u>
	申請書類はすべて黒インク（ボールペンまたは万年筆）で記入してください。 ※鉛筆や消えるインクでの記入は受付できません。
	親権者（貸付にかかる生徒が成人を迎えている場合には、生計維持者）の、市町村発行 令和7年度（令和6年分）課税証明書等を添付してください。
	貸付申請書の学校証明欄の押印（校長職印）漏れがないか確認してください。
預金口座	
	現在も有効な口座で提出してください。 (10年以上使用していない口座については、抹消されている可能性があります。)
	口座名義は生徒本人名義のものに限ります。 親権者等名義の口座は受付できません。
	奨学金の振込口座は「普通預金」に限ります。 「貯蓄預金」口座は受付できません。 通帳の「表紙」（ゆうちょ銀行は、表紙の裏面）などで確認してください。

令和7年度 宮城県高等学校等育英奨学資金
被災生徒奨学資金奨学生募集
＜新規申請分＞



宮城県は、東日本大震災により被災し、現在においても経済的に修学困難である公立の高等学校・中等教育学校（後期課程）・特別支援学校（高等部）・専修学校（高等課程）（以下「高等学校等」）に在籍する生徒を支援するため、「被災生徒奨学資金」奨学生を募集します。

※ すでにこの貸付を受けている方は、今回募集の対象外です。（新規申請ではなく延長の手続きとなります）

1 募 集 期 間 令和7年 月 日（ ） ～ 令和7年 月 日（ ）
（上記期間内に学校へ提出してください。）

2 貸 付 対 象 者 保護者が宮城県内に住所を有し、東日本大震災により、福島第一原子力発電所災害地域で被災し、平成23年3月11日時点の居所が令和7年4月1日時点において帰宅困難地域になっており、東日本大震災を起因として修学が困難な状況にある生徒
○「修学が困難な状況にある」とは、次に該当する場合です。
「高等学校等育英奨学資金」の受給要件と同等の収入要件を満たす場合
※詳しい要件は、在学している学校へ確認願います。

3 保 証 人 保護者等1名が必要です。
※ 保証人は、独立の生計を営み、奨学生と連帯して債務を負担することができる者としてします。
（生活保護費受給者は、保証人になれません。）

4 貸 付 金 額 月額20,000円（年額240,000円）

5 貸付期間と貸付方法
貸付期間： 令和7年4月～令和8年3月
貸付方法： 年額を一括振込（11月予定） ※奨学生本人名義の預金口座に振込します。

6 申請に必要な書類
① ～ ④の用紙は、在学している学校から受け取ってください。
場合により、下記以外の書類も必要となることがあります。詳しくは学校の指示に従ってください。

ア 申請書等

	必要書類（全て原本）
全員共通	① 奨学資金貸付申請書 ② 奨学資金貸付申請確認書 ③ 誓約書 ④ 高等学校等育英奨学資金貸付金振込口座登録依頼書 ⑤ 世帯全員の住民票 ※本籍・続柄記載のあるもの ⑥ 帰宅困難地域から避難していることがわかる書類（被災証明書等）
該当者のみ	⑦ 保証人が世帯構成員以外の場合は、その方の住民票。

（裏面に続きます）

イ 経済的に修学が困難な状況を証する書類

	必要書類
全員共通	① 親権者（貸付にかかる生徒が成人を迎えている場合には、生計維持者）の、市町村発行 令和7年度（令和6年分）課税証明書。 ② 児童扶養手当を受給している場合は「児童扶養手当証」の写し。 ③ 上記以外に収入がある場合は、その収入が判る書類。

7 償還について

- 償還は口座振替によって行います。償還方法は、「年賦」、「半年賦」、「月賦」と「月賦＋半年賦」の併用があり、「償還明細書」提出時に選択することになります。
- 口座振替には振替手数料がかかります。償還者本人の負担となります。
 七十七銀行の口座利用の場合・・・1回あたり 52 円（消費税込み）
 七十七銀行以外の口座利用の場合・・・1回あたり 165 円（消費税込み）

（月賦の償還例）

借入金額	償還年数	償還回数	償還月額	最終回償還額
240,000円	6年	72回	3,333円	3,357円
480,000円	9年	108回	4,444円	4,492円
720,000円	9年	108回	6,666円	6,738円

8 償還猶予及び免除について

- （1） 高等学校等を卒業し、奨学生本人の年収見込みが300万円以下の場合、申請により最大5年まで償還猶予とし、5年経過後も奨学生本人の年収見込みが300万円以下である場合は、申請により償還を免除することができます。
- （2） 高等学校等を中途退学した場合や、高等学校等を卒業し、5年経過するまでに奨学生本人の年収が300万円を超えることとなった場合は全額償還となります。

申込み手続等の詳細は、各学校にお問い合わせください。



宮城県教育委員会